

令和6年度鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業募集要項

令和7年3月30日に開館する鳥取県立美術館への市民の関心を高める事業を行う事業者や団体を対象に鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業補助金の交付を行います。

交付を希望する事業者や団体は、次のとおり応募してください。

1 対象事業

県立美術館への市民の関心を高めることが期待できる事業

〈事業例〉

PRイベント、美術館に関する講演会、飲食物の開館記念メニューの開発、開館記念商品の開発、ノボリ作成、グッズ作成、アートスタート事業、花いっぱい活動、川柳大会、美化活動等

※チラシなどで事業を告知する場合、できるかぎり「県立美術館開館機運醸成創出事業」と明記してください。

※次の事業は対象になりません

- ・同一事業について、市の他の助成制度を受けている事業
- ・団体自ら企画・運営しておらず主体的でない事業
- ・事業所、団体の経常的な事業
- ・政治活動、宗教活動、特定の思想の普及を行おうとしている事業
- ・暴力団や暴力団員などの統制下にある事業者、団体が行う事業

2 対象者

(1) 市内に事務所、店舗などがある事業者

(2) 市内に活動拠点があり、5人以上で組織された団体

※次に該当する事業者や団体は対象になりません

- ・政治活動、宗教活動、特定の思想の普及を行おうとしている
- ・暴力団や暴力団員などの統制下にある
- ・活動の実体がない

3 補助率・補助限度額・採択予定件数

(1) 基本コース

補助率 10/10 補助限度額 50,000 円 採択予定件数 15 件程度

(2) 拡大コース

補助率 10/10 補助限度額 100,000 円 採択予定件数 3 件程度

※補助額は対象経費から本補助金以外の収入を除いた額（100円以下切り捨て）と上記上限額のいずれか低い額とします。

※拡大コースは、広く参加者を募るものや、多くの来場者が見込めるなど、広報効果が高いもので、概ね100人以上に周知できるものとします。

4 対象経費

経費項目	補助対象経費の内訳
報償費	講師・専門家等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅費	講師・専門家等の交通費、通行料金等
需用費	消耗品費、印刷製本費、材料費等
役務費	通信運搬に係る経費、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料、機器使用料等
備品購入費	器具、機材等（1件につき30,000円未満のものに限る）
その他の経費	上記のほか事業の実施に必要で、市長が適当と認める経費

※次の経費は対象になりません。

- ・事業者や団体の事務所管理経費や構成員の人件費等の経費
- ・事業者や団体の経常的な経費
- ・飲食費（食事、弁当、茶菓子等）
- ・事業着手より前に支出した経費
- ・その他適切でないと認められる経費

5 補助対象事業期間

交付決定の日以降に着手し、令和7年3月31日までに完了する事業

6 募集期間・採択予定件数

募集期間 令和6年4月1日（月）から4月30日（火）まで

採択予定件数 基本コース 15件

拡大コース 3件

※応募が採択予定件数に達しない場合は、追加で募集を行うことがあります。

7 応募方法

(1) 提出書類（見積書以外はホームページからダウンロードできます）

- ・補助金等交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・見積書（写し）等、事業費が分かるもの（任意様式）

(2) 提出方法

- ・倉吉市総務部企画課美術館まちづくり推進室（本庁舎4階）に持参又は郵送してください。
（宛先：〒682-8611 倉吉市葵町722 倉吉市企画課美術館まちづくり推進室宛）

8 選定方法

募集期間終了後に、市が設置する審査委員会により、対象となる団体を選考し、予算の範囲内で交付決定を行います。

9 補助金の支払い

事業完了後に通知する額の確定通知後に、補助金の支払いを行います。ただし、必要と認められる場合は、交付決定後に交付決定額の範囲内で概算払いを行います。

10 事業内容の公開

本事業を広く市民に周知するため、提出された実績報告書の概要を市ホームページ等で公開します。

11 手続き等のスケジュール

募集期間	令和6年4月1日（月）～4月30日（火）
事業の審査	令和6年5月上旬から中旬
交付決定通知	令和6年5月中旬
事業着手	令和6年5月中旬以降
事業完了	令和7年3月31日まで
実績報告書提出	事業完了後20日以内 ※提出が翌年度の場合は4月10日まで

12 選考基準

- (1) 妥当性（県立美術館に対する市民の関心が高まりそうな事業か）
- (2) 実現性（事業期間や内容が実現可能なものとなっているか）
- (3) 公益性（一部の者の利益のために行われる事業となっていないか）
- (4) 費用の適正（真に必要な事業費となっているか。過大な見積になってないか）